

## 三重とこわか国体亀山市環境衛生対策要項

### 1 目的

この要項は、三重とこわか国体亀山市医事・衛生基本計画に基づき、三重とこわか国体（以下「大会」という。）における環境衛生対策について、万全を期するため必要な事項を定める。

### 2 実施方法

三重とこわか国体・三重とこわか大会亀山市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、県、関係機関・団体等の協力を得て、環境衛生対策を実施する。

### 3 実施項目

環境衛生対策は次の事項を実施する。

#### (1) 環境衛生に対する意識の向上

関係機関、団体等と連携し、市民及び大会参加者等の環境衛生に対する意識の向上を図り、環境美化の推進に努める。

#### (2) 会場等の環境美化

関係機関・団体等と連携し、競技会場及び練習会場とその周辺における衛生管理体制を確立し、清潔に保持するよう努める。

#### (3) 宿舎の衛生対策

関係機関・団体と連携し、宿舎の管理者に対し、宿泊者が快適な環境で過ごせるよう、宿舎およびその周辺の環境衛生の保持に努めるよう要請する。

#### (4) 廃棄物の発生抑制およびリサイクルの推進

競技会場等における廃棄物の発生抑制に努めるとともに、分別収集を徹底し、可能な限りリユースおよびリサイクルを行う。また、リサイクルができない廃棄物については、適正な処理を行う。

#### (5) 飲料水の衛生対策

水道事業者およびその他関係機関と連携し、施設等の維持管理に関する指導の強化を図るなど、飲料水の衛生保持に努める。

#### (6) ねずみ・衛生害虫等対策

関係機関・団体と連携し、ねずみおよび衛生害虫の発生防止等を行い、適正な環境づくりに努める。

#### (7) 動物の適正管理

関係機関・団体等と連携し、会場、宿舎等の周辺における動物による危害の防止に努める。また、飼い犬、猫等の適正な飼養管理に向けた啓発に努める。

#### 4 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における環境衛生対策について、この要項を準用する。